

# 競 技 本 部 関 係

## 目 次

秋田県スキー連盟認定セッター規程 ----- 1

# 秋田県スキー連盟認定セッター規程

第1条 秋田県スキー連盟本部運営規程第2条(2)の別表第2 1. (7)に基づき、アルペン競技の技術向上と統一的な旗門セットの修得を目的とし、その権威を保つため、認定セッター制度を設ける。

第2条 認定セッターの資格は次の通りとする。

1. 公認セッター

公認セッターには県連公認大会のセッター資格を与える。但し高校総体、県民スポーツ大会、全県中学校大会を除く。

第3条 受検者は、加盟団体に所属し、受検年度のSAJ登録した者で、次の各項に該当していなければならない。

1. 公認セッターの受検者は本連盟主催の講習会に参加しなければならない。

所属団体長が推薦した者で、受検する年の1月1日現在18歳以上であり、各地域で選手などの育成に携わっている指導者。

第4条 認定セッターとなる資格者は、次の検定を受けなければならない。

1. 学科及び実技講習各3単位を受講すること。講習1単位は90分とする。

2. 学科及び実技の検定（講習）は次の内容とする。

【学 科】

- ・アルペン競技の知識
- ・セッターの服務心得
- ・選手強化とセッティングの関係

【実 技】

- ・セッティングの実技
  - ・旗門の構成
  - ・旗門の種類
3. セッター検定会は学科検定と実技検定を実施する。学科検定と実技検定それぞれで合格点を満たした者を検定会の合格者とする。
- (1) 学科検定は100点満点とし80点以上を合格とする。
- (2) 実技検定は100点満点とし80点以上を合格とする。

第5条 認定セッターの検定会（講習会）は年1回行う。

第6条 検定会（講習会）の講師は会長から委嘱されたSAJ公認セッター資格を有する者があたる。

第7条 認定セッターの資格は、その任命・退任・失格など全て競技本部において審査し、理事会が決定する。

第8条 認定資格者は、認定料(3,000円)、認定セッタ一年次登録料(1,000円)を納付する。

第9条 検定会（講習会）の受講料は5,000円に定める。

第10条 認定セッターは新しい知識を求め、技術の向上並びに選手の育成と研鑽のため、資格取得後も2年に1回は、指定された講習会に参加しなければならない。

第11条 資格の失効について

1. 次の場合は資格を失効とする。

(1) 大会開催にあたっての協力要請に対し、理由なく拒否したり、第10条の研鑽を怠つたり、その責任を保てずと判定した場合。

(2) 年次登録料未払いの場合。

2. 再認定について

(1) やむを得ない理由で資格を失効した場合は、第4条-1に定める講習を受け、認定料を納入することで再認定できるものとする。

第12条 SAJ公認セッターを受検する者はSAA公認セッター取得後、推薦するものとする。但し特例を除く。

第13条 この規定の改廃は理事会で決定する。